

◎新潟県告示第106号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成31年2月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	桃川小山田289番1ほか5筆 1.2ha
関川村	1者	金丸72番2ほか14筆 0.8ha
新発田市	19者	浦石蔵522番ほか212筆 30.1ha
阿賀野市	19者	新保駒込303番1ほか176筆 19.8ha
胎内市	6者	竹島四ノ割1878番ほか20筆 4.2ha
聖籠町	8者	三賀白通422番1ほか75筆 6.5ha
新潟市	49者	北区浦木浦木2646番ほか395筆 44.0ha
五泉市	1者	五泉芋子江1351番1ほか25筆 1.7ha
阿賀町	1者	鹿瀬寺ノ原3477番ほか5筆 0.7ha
三条市	7者	鬼木新田居掛227番2ほか148筆 12.8ha
燕市	26者	小牧江端1125番1ほか337筆 42.3ha
田上町	2者	田上229番1ほか28筆 3.7ha
弥彦村	3者	麓下モロ219番ほか17筆 2.2ha
長岡市	4者	下条町池尻325番ほか20筆 2.5ha
見附市	10者	庄川町下川原907番2ほか85筆 13.1ha
魚沼市	11者	干溝3448番ほか61筆 3.9ha
南魚沼市	8者	四十日家ノ下1939番1ほか181筆 15.6ha
十日町市	5者	中条丙959番ほか24筆 2.6ha
上越市	2者	上箱井清水田71番ほか307筆 20.0ha
妙高市	3者	大字関山平成7620番ほか8筆 2.3ha
糸魚川市	4者	四ツ屋池の尾371番2ほか23筆 3.3ha
佐渡市	117者	千手山口コウ948番1ほか953筆 141.2ha
合 計	307者	3,141筆 374.5ha

2 申請年月日

平成31年1月25日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課  
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課  
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課  
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。